第百四十六条　原産地規則

一方の締約国は、この章の規定の適用を受ける政府調達のために他方の締約国から輸入され、又は供給される物品又はサービスにつき、通常の貿易において一方の締約国が適用する原産地規則と異なる規則を適用してはならない。

注釈　通常の貿易において適用するサービスについての原産地規則は、サービス貿易一般協定第二十八条(f)及び(g)の規定に従って解するものとする。

第百四十七条　契約の評価

この章の規定を実施する上で、契約の価額の算定に当たっては、次の規定に従う。

(a)　評価については、全ての形態の報酬（特別報酬、料金、手数料及び利子を含む。）を考慮する。

(b)　調達機関は、この章の規定の適用を回避する意図の下に、評価の方法を選択してはならず、また、いかなる調達をも分割してはならない。

(c)　調達計画が選択権条項を必要とする旨定めている場合は、評価の基礎は、選択権を行使して行う購入を含む最大限の調達価額の総額とする。

第百四十八条　調達の効果を減殺する措置の禁止

1　各締約国は、自国の調達機関が、供給者、物品若しくはサービスの資格審査及び選択において、又は入札の評価及び落札の決定において調達の効果を減殺するような措置を課し、求め、又は考慮することがないことを確保する。

2　この条の規定の適用上、調達の効果を減殺するような措置とは、調達機関が調達に先立ち、又は調達の過程において考慮し、求め、又は課する条件であって、現地調達を行うこと、技術の使用を許諾すること、投資を行うこと、見返り貿易を行うこと又はそれらと同様のことを要求することにより、当該調達機関が属する締約国内の開発を奨励し、又は当該締約国の国際収支を改善させるものをいう。

第百四十九条　技術仕様

1　技術仕様であって、調達される物品若しくはサービスの特性（例えば、品質、性能、安全、寸法）、記号、専門用語、包装、証票及びラベル又は生産工程及び生産方法について規定したもの並びに調達機関が定める適合性評価手続に係る要件は、両締約国間の貿易に対する不必要な障害をもたらすことを目的として、又は当該障害をもたらす効果を有するものとして、立案され、制定され、又は適用されてはならない。

2　調達機関は、技術仕様について、適当な場合には、次の(a)及び(b)に規定する要件に従って定める。

(a)　デザイン又は記述面の特性よりも性能に着目して特定すること。

(b)　国際規格が存在するときは当該国際規格又は国際規格が存在しないときは国内の強制規格、認められた国内の任意規格若しくは建築基準に基づくこと。

3　各締約国は、自国の調達機関が、技術仕様において、特定の商標若しくは商号、特許、著作権、デザイン若しくは型式、産地又は生産者若しくは供給者を要件とし、又はそれらに言及することのないことを確保する。ただし、それらを用いなければ調達の要件の説明を十分に明確な又は理解しやすい方法で行うことができない場合において、入札説明書に「又はこれと同等のもの」というような文言を付するときは、この限りでない。

4　各締約国は、自国の調達機関が、特定の調達のためのあらゆる技術仕様の立案又は制定に利用し得る助言を、公正な競争を妨げる効果を有する方法により、当該調達に商業上の利害関係を有する可能性がある者に求めないこと又は当該者から受けないことを確保する。

5　各締約国（自国の調達機関を含む。）は、この条の規定に基づき、天然資源の保存を促進し、又は環境を保護するために、技術仕様を立案し、制定し、又は適用することができる。

第百五十条　入札の手続

1　各締約国は、自国の調達機関が、この章の規定に適合する入札の手続であって、自国の法令に基づくものによって契約を締結することを確保する。

2　各締約国は、自国の調達機関が、いかなる供給者に対しても、特定の調達に関する情報を競争を妨げる効果を有する方法により与えないことを確保する。

3　各締約国は、自国の調達機関が、透明性のある、かつ、公平な方法であって、次のことを満たすものにより調達を実施することを確保する。

(a)　この章の規定に合致するものであること。

(b)　利益相反を回避するものであること。

(c)　腐敗行為を防止するものであること。

第百五十一条　供給者の資格の審査

1　一方の締約国は、自国の調達機関が供給者の資格の審査の過程において、他方の締約国の供給者を差別しないことを確保する。資格の審査に係る手続は、次の規定に合致するものでなければならない。

(a)　入札の手続への参加のためのいかなる条件も、関心を有する供給者が資格の審査に係る手続を開始することができるよう、また、当該手続を早期に完了することが調達制度の効率的な運用と両立する場合には当該供給者が当該手続を早期に完了することができるよう、適当に早い時期に公示される。

(b)　入札の手続への参加のためのいかなる条件も、潜在的な供給者が当該入札に係る契約を履行する能力を有していることを確保する上で不可欠なものに限定されなければならない。

(c)　供給者に要求される参加のための条件（供給者の資金上、商業上及び技術上の能力を証明するために必要な情報、資金上の保証並びに技術的資格を含む。）及び資格の審査は、国内の供給者よりも他方の締約国の供給者が不利となるものであってはならない。供給者の資金上、商業上及び技術上の能力は、供給組織の間の法的関係に妥当な考慮を払いつつ、調達機関が属する締約国の区域内における供給者の事業活動及び当該供給者の世界的な事業活動の双方に基づいて判断しなければならない。

(d)　他方の締約国の供給者を供給者の名簿に記載しないようにするため、又は特定の調達計画について他方の締約国の供給者を考慮しないようにするため、供給者の資格の審査の過程及び当該資格の審査に必要な期間を利用してはならない。

(e)　一方の締約国（自国の調達機関を含む。）は、自国の調達において、他方の締約国の供給者の参加に対して不必要な障害をもたらすことを目的として又は当該障害をもたらす効果を有するものとして、登録制度又は資格の審査に係る手続を採用し、又は適用してはならない。

(f)　調達機関は、公示又は入札説明書において事前に定める条件に基づいて資格の審査についての決定を行う。

(g)　調達機関は、調達の要件を満たすために不可欠な場合には、関連する過去の経験を有することを求めることができる。

(h)　調達機関は、特定の調達計画への参加のための条件を満たしている他方の締約国の供給者を資格を有する供給者として認め、及び当該供給者に対して当該調達計画に参加することを認める。特定の調達計画に参加しようとする供給者であっていまだ資格を有するに至っていないと認められるものについても、資格の審査に係る手続を完了するために十分な期間がある場合には、考慮される。

(i)　調達機関は、資格を有する供給者の常設名簿を保持することができる。当該調達機関は、次のことを確保する。

(i)　供給者がいつでも資格の審査の申請をすることができること。

(ii)　当該常設名簿に記載されることを要請する全ての供給者であって、資格を有するものの名称を適当な短期間内に当該常設名簿に記載すること。